

沖縄県私立学校等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱

令和8年3月25日制定

(趣旨)

第1条 沖縄県知事（以下「知事」という。）は、物価高騰の影響を受けている私立学校等の光熱費高騰相当分を支援することで、学校運営に係る事業者の負担を軽減し、教育の質の確保を図ることを目的に、県内の私立学校等を運営する法人又は個人への令和8年度の光熱費高騰影響額に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「私立学校等」とは、学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第1条に規定する学校のうち小学校、中学校、高等学校、同法第124条に規定する専修学校及び第134条に規定する各種学校であり、かつ、同法第4条第1項第3号（第134条第2項において読み替えて準用される場合も含む。）、又は第130条第1項に規定する認可を受けたものをいう。

(補助の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、前条に掲げる私立学校等を県内に設置する設置者（法人又は個人）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する私立学校等は補助対象外とする。

- (1) 申請日時点で休校（実質的に学校活動を行っていない状態を含む）又は閉校している私立学校等
- (2) 令和8年度中に電気、ガスの高騰を理由とした生徒等在籍者（以下「在籍者」という。）負担の額を上げた私立学校等（ただし、在籍者に当該引上げ額の返金等を実施し、在籍者への価格転嫁を解消した場合は、補助対象とする。）

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は、電気料金及びガス料金とし、他の補助金等の補助対象となるものを除くものとする。

2 補助事業の対象施設は、沖縄県内に所在している私立学校等の施設とする。

(同意事項)

第5条 交付対象者は、次の各号のいずれにも同意し、第7条に規定する交付申請書に同意した旨を記載しなければ補助金の交付を受けることができない。

- (1) 交付対象者の要件を満たしていること。
- (2) 交付のために提出した書類に虚偽がないこと。
- (3) 他の補助金等と重複して申請しないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、同条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
- (5) 虚偽が判明した場合は、補助金の返還に応じること。

(交付額の算定方法)

第6条 補助金の額は、別表に定める学校種ごとの区分に応じ、同表に掲げる交付単価に、令和8年5月1日現在の生徒等在籍人数を乗じて得た額とする。

- 2 前項の額は、私立学校等ごとに算定し、合計金額において千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第7条 交付規則第3条第1項の規定による補助金の交付申請は、沖縄県私立学校等物価高騰対策支援事業補助金交付申請書兼事業実績報告書（第1号様式）に、必要事項を記入し、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 交付規則第12条に規定する補助金の実績報告は、前項の第1号様式により、補助金交付申請に併せて報告するものとする。

(交付の決定、補助金の額の確定)

第8条 知事は、前条の規定による補助金の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を給付することが適当であると認めるときは、交付規則第4条に規定する補助金の交付決定をし、申請者に通知するものとする。

- 2 交付規則第13条に定める補助金の額の確定通知は、前項の通知に併せて通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条1項の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条2項の補助金の額の確定に基づき、その支払いを受けようとする場合は、補助金請求書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第8条の規定により補助金の額を確定した後においても適用する。
- 3 知事は、第1項の規定による取消しをしたとは、補助事業者に速やかに通知する。

(補助金の返還等)

第11条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

- 2 知事が第8条の規定による補助金の額を確定した場合において、補助事業者は、確定した額を超えて補助金が交付されているときは、当該超過額を知事が指定する期日までに返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第12条 知事が第10条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、前条第1項の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、その命令に係る補助金の受領日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

- 2 知事が補助金の返還を命じた場合において、補助事業者は、定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(補助事業の経理等)

第 13 条 補助事業者は、補助事業に要する経費について、その収支の状況を明らかにした帳簿を整備しておくとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。